## | ⑪ 野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、一部例外を除き法律で禁止されています。 「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、 少量であってもごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。

また、農業や林業を営むための<u>やむを得ない焼却</u>については例外とされていますが、煙の量や 風向きによって、近隣とのトラブルが増えているほか、野焼きが原因と考えられる火災も発生し ています。周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、 次のことに配慮してください。

- ・火を付けたら火元から離れない ・強風時は避け、風向き、時間帯を考慮する
- 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る
- ※違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。 なお、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

## ■ ⑫「ナラ枯れ」被害木の情報提供にご協力をお願いします

森林病害虫のカシノナガキクイムシ(略称・カシナガ)によるコナラの枯死(ナラ枯れ)が県内で確認されました。カシナガに加害された樹木は、ナラ菌の作用により辺材部の通水機能を失い、紅葉前の7~8月頃に急速に葉の色が赤褐色に変色し、枯死します。

カシナガの被害木を放置したり、切り倒したままにしておくとカシナガが増殖し、分散して被害が拡大してしまうため、情報提供にご協力ください。

問 農政課(内線 530)

茨城県林業技術センター Tel 029-298-0257

県央農林事務所 笠間林業指導所 № 0296-72-1174

茨城県 農林水産部 林業課 森林整備グループ № 029-301-4051

## ③ 農業用廃プラスチックの回収を行います

次の日程で、回収を実施します。回収を希望する方は、事前に廃棄事業者としての登録が必要です。 市町村と茨城県農林振興公社が行う緑マルチの回収は今年度で終了となります。

【登録】 印鑑をお持ちください。

受付期限 11月20日(金)

場所 本所農政課(笠間市中央 3-2-1)

## 【回収】

地区	日時		場所
友部・岩間	12月18日(金)	午前9時30分~正午	JA 常陸 友部ライスセンター
笠間		午後1時~4時30分	(笠間市平町 1815-1)

農業用ビニール 統一マーク農ビのプリントがされているもの(糸入りは収集不可)

**農業用ポリエチレン** 被覆用ポリフィルム、マルチフィルム、園芸用ポット、園芸用育苗トレイ、 水稲育苗箱、肥料袋など

年間登録料 1 戸あたり 1,000 円(登録有効期間令和 2 年 4 月 1 日~令和 3 年 3 月 31 日)

回収費 農業用ビニール:55 円/Kg 農業用ポリエチレン:62.7 円/Kg

※今年度から回収費が大幅に値上がりします。また、単価は変動する場合があります。

※回収費は実際の回収量に応じ、登録料と合わせて後日請求します。

**申•問** 農政課(内線 528)